

令和7年度 裾野市立いずみ幼稚園 重要事項説明書

(令和7年4月現在)

幼稚園とは

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を整え、その心身の発達を助長することを目的としています。

幼稚園における教育は、次に掲げるねらいをもって保育をすすめていきます。

- 1 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う【健康】
- 2 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て人と関わる力を養う【人間関係】
- 3 周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う【環境】
- 4 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う【言葉】
- 5 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする【表現】

1 施設の概要

名称	裾野市立いずみ幼稚園
所在地	静岡県裾野市稲荷 123 番地の 1
連絡先	電話:055-992-1683 FAX:055-992-1875
事業者	裾野市
開設年度	昭和 43 年度
利用定員	1 号 250人

面積 (㎡)	建物敷地	運動場	その他	合計	
()内数字は 借地で外数	273 (876)	1,492	0	1,765 (876)	
園舎構造 (㎡)	鉄筋	鉄骨	木造	その他	合計
	794	24	119	0	937
プール (m)	あり				
教室数	普通	特別			
	7	2			
校舎完成	昭和 57 年 3 月				

2 施設の目的

幼児の健やかな成長のため適切な環境を整え、その心身の発達を助長することを目的としています。

3 運営の方針

基本理念	学びあい、高めあいながら、人間性豊かに未来を目指す人づくり
基本方針	方針1 すすめます。生きる力の育成（未来を担う子どもたちのために） 方針2 そだてます。郷土を愛し自ら学ぶ人（市民一人一人の学びを深めるために） 方針3 のびします。つながり、高める力（学校、地域、家庭の連携を進めるために）
基本目標	豊かな心と健やかな体を育む教育を進める～自ら考え、判断し、行動する～

4 園の目標

ひとみかがやくいずみの子

5 職員体制 ※令和7年度の場合

職名	職員数	備考
園長	1名	
園長代理	1名	
主席教諭	1名	
教諭	7名	
用務員	1名	

6 教育を提供する日・時間及び提供を行わない日

(1) 通常の教育時間

月 ~ 金	午前9時00分から午後2時00分まで (午前8時30分から午前8時50分までに登園)
-------	---

※行事等で特別時間（午前11時30分降園）となる日もあります

(2) 3歳児保育（令和7年度のスケジュール）

4月11日(金) ~ 4月18日(金)	午前11時30分降園
4月21日(月) ~ 5月2日(金)	午後1時00分降園
5月7日(水) ~	午後2時00分降園

※夏季休業に入るまでの間、毎週水曜日は午前11時30分降園

(3) 預かり保育

	預かり保育時間	計
月 ~ 金	午後2時00分 ~ 午後4時30分	2時間30分

長期休園中	午前 9 時 00 分 ~ 午後 4 時 30 分	7 時間 30 分
-------	---------------------------	-----------

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は実施しません

※園行事等により実施しない日もあります

※原則として、前月末 7 日前までに園に申請してください（長期休暇中の申込は別途案内）

(4) 休園日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日のほか、下記のとおりとなります。

長期休業	① 学年始休園日	4 月 1 日から 4 月 10 日までで園長が定める期間
	② 夏季休園日	7 月 15 日から 8 月 31 日までで園長が定める期間
	③ 冬季休園日	12 月 15 日から翌年 1 月 15 日までで園長が定める期間
	④ 学年末休園日	3 月 15 日から 3 月 31 日までで園長が定める期間
振替休園日		運動会などの行事を休園日に行うときには、休園日を振り替えます。 ※日程については、別途お知らせします
臨時の休園日		非常災害その他急迫の事情があるときや特に必要と認められるときには、臨時に休園日を設けることがあります。

※①～④については、年度ごとに異なります

例) 令和 7 年度の場合

保育始休園日 4 月 1 日(火) ~ 4 月 9 日(月)

夏季休園日 7 月 19 日(土) ~ 8 月 31 日(日)

冬季休園日 12 月 20 日(土) ~ 令和 8 年 1 月 7 日(水)

保育期末休園日 3 月 19 日(水) ~ 3 月 31 日(月)

7 利用料等

項目	金額	備考
保育料	0 円	幼児教育・保育無償化のため
教材費	月額 350 円	
絵本代	月額 460 円	
PTA 会費	月額 500 円	
預かり保育料（平日）	日額 250 円	コドモンで請求・口座振替
預かり保育料（長期休暇中）	日額 500 円	コドモンで請求・口座振替
災害共済給付金掛金	年額 200 円	

※教材費、絵本代、PTA 会費、災害共済給付金掛金は幼稚園にて集金します。

※預かり保育料はコドモンにて請求、口座からの引き落としをします。口座登録をお願いします。

8 利用にあたっての留意事項

(1) 登園・降園について

- ・幼稚園の登降園は、保護者が責任をもってお願いします。
- ・午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分の間に園に着くよう家を出ましょう。

- ・なるべく親子で歩いて登園しましょう。
- ・欠席の連絡は午前9時00分までにコドモンにてお願いします。
午前9時00分を過ぎた場合は電話で連絡してください。
- ・保護者以外の方がお迎えの場合は、必ずコドモンや電話で連絡をしてください。
確認が取れない場合は、園児を降園させることができませんのでご了承ください。
- ・遅刻や早退も必ず保護者が付き添いをお願いします。
- ・暴風雨の日は無理をしないで、状況をよく判断してから登園しましょう。
- ・警報が2つ以上出ている場合は、自宅で待機してください。
解除になった場合や休園になる場合はコドモンかメールでお知らせします。

(2) 服装

- ・3歳児はスモックを4歳以上児は園服を用意してください。
- ・清潔で活動しやすいもの、汚れてもよいもの、着脱しやすいものを着用してください。
- ・運動靴は、足にあった運動しやすいものを履かせてください。
- ・園に着てくる衣類、履物、持ち物には名前をひらがなで書いてください。

(3) 保健衛生

- ・朝、元気が良くても、保育中に具合が悪くなる場合があります。園から連絡をしますのでお迎えにきてください。
- ・薬は保護者の責任下で飲ませることが原則です。園で職員が飲ませることはできません。
- ・学校保健安全法では、伝染性のある疾患にかかったときは、出席停止となります。

(学校感染症にかかった場合)

学校や幼稚園では学校保健安全法で定められた感染症にかかった場合は、下記の手続きが必要となります。(出席停止扱いになります。)

- ① 特定の病気に罹患したときは、医師の診断書(罹患証明書)が発行されるので、園に提出する(ただし、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、診断書は発行されないため、電話やコドモンで園に報告する。)
- ② 園から出席停止通知書が発行される
- ③ 出席停止期間が終了(治癒)したら、出席停止通知書を持って医療機関に行き、治癒証明書(登園許可書)に記載してもらい、園に提出する。

【出席停止となる病気と期間の基準】

	感染症名	期間の基準
第一種	急性灰白髄炎(ポリオ) 特定鳥インフルエンザ ジフテリア など	治癒するまで

第 二 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふ くかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感 染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	園医、その他の医師が感染のおそれがないと認める まで
髄膜炎菌性髄膜炎	園医、その他の医師が感染のおそれがないと認める まで	
第 三 種	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他感染症	園医、その他の医師が感染のおそれがないと認める まで

※学校保健安全法施行規則 第 18 条及び第 19 条

9 緊急時における対応方法

(1) 急病になった場合

園児の健康状態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、保護者の指定する緊急連絡先に速やかに連絡を行います。また、必要に応じ、保護者の指定する医療機関又は嘱託医に相談する等の措置を講じます。

科目	医療機関名 (園医名)	所在地	電話番号
内科	スキップこどもクリニック (松浦 東吾)	茶畑 34-1	992-6303
眼科	むらまつ眼科医院 (村松 知幸)	深良 804-1	993-8855
歯科	飯塚歯科医院 (飯塚 邦彦)	茶畑 952-6	993-1077
耳鼻科	なめり竹山耳鼻咽喉科クリニック (竹山 昌孝)	長泉町納米里 67-3	980-4133

薬剤師	中土狩薬局 (俵 翔吾)	長泉町中土狩 366-1	980-0033
-----	-----------------	--------------	----------

10 非常災害対応

(荒天時等の園児の登降園)

風雨が強く登降園に危険を伴うような悪天候などにおける場合に備え、園では下記のとおり対応します。

1 登園時の自宅待機について

(1) 荒天の状態(その1)

① 状態

午後6時30分時点で、裾野市に気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)が、2つ以上発令されている場合(ただし、大雨警報・洪水警報が同時に発令されている場合は、1つの警報とみなす。)または、特別警報が1つ以上発令されている場合。

② 園からの情報提供

各家庭に「コドモンやメール」で「自宅待機」の連絡をします。

③ 保護者へのお願い

7時までにコドモンやメールが届かない場合や確認できない場合は、保護者により登園判断をお願いします。ただし、この状況による登園の安全を考慮し、できるだけ自宅待機の判断をお願いします。

(2) 荒天の状態(その2)

① 状態

警報が1つの場合や、警報は出ていないが風雨等で危険であるとご家庭で判断した場合。

② 保護者へのお願い

安全確認のため、保護者から園に、自主的に自宅待機する旨の連絡をお願いします。

2 自宅待機から「臨時休園」になる場合

① 状態

午前10時までに警報が解除されず、かつ悪天候が継続している場合。

② 園の対応

各家庭に「コドモンやメール」で「休園情報」の連絡をします。

3 登園後の天候悪化等による臨時降園について

① 状態

登園後、急な天候悪化により、保育を打ち切り、早めに降園させると園長が判断した場合。

② 園の対応

各家庭に「コドモンやメール」で「降園情報」の連絡をします。

(地震等が発生した場合)

幼稚園では避難訓練を年間計画に位置づけて毎月実施しておりますが、いざという時に保護者の皆様も速やかに行動がとれますよう、下記のとおりご協力ください。

1 登園時

原則として帰宅する。

(ただし、状況により園の方が安全と思われる場合は園に避難してください。)

2 在園時

(1) 園児を園庭に避難誘導し、集合させたのち東小学校へ避難する。

(2) 正しい情報の確認をし、直ちに迎えに来てください。(小学校校庭または体育館)

(3) 保護者かそれに代わる人のみに、園児を引き渡します。

(4) 保護者等が迎えに来るまで園の職員がお預かりします。

3 降園時

そのまま帰宅してください。

(ただし、状況により園の方が安全と思われる場合は園に避難してください。)

4 在宅時

休園とする。

※翌日からの保育については、コドモンやメール配信、園掲示板、または市役所の広報でお知らせします。

11 相談・要望窓口

保育や子どもについての相談窓口です。心配ごとや悩みごとがあれば相談窓口をご利用ください。

相談窓口	相談内容	連絡先
幼稚園	園の利用者及びその家族からの相談、要望またはご意見	園長や担当者にご相談ください
幼稚園・保育園課	園・施設での保育についての相談	055-995-1822 月～金 午前8時30分～午後5時15分 土・日、祝日・年末年始を除く
静岡県保育の総合相	園・施設での保育についての	070-1008-7805

談窓「チャイム」	相談 勤め先での保育環境についての相談 保育に関する制度、相談	月～金 午前9時～午後5時 土・日、祝日・年末年始を除く
家庭児童相談室	子どもの養育や家庭環境、虐待などに関する相談	子ども家庭総合支援拠点（すこっぷ） 福祉保健会館2階 055-995-1862 月～金 午前9時～午後4時 土・日、祝日・年末年始を除く
静岡県子ども・家庭110番	虐待・いじめ・性被害・貧困・心の悩み・ヤングケアラー・人権侵害・青少年問題・妊娠出産・発達の悩み・その他	055-924-4152 月～金 午前9時～午後8時 土・日 午前9時～午後5時
不適切保育の外部相談窓口	不適切保育に関すること 不適切保育に関わらないものでも園児の人権に配慮していないと思うこと	Mail : kodomo-k@sage.ocn.ne.jp QRコード（市専用フォーム） 

12 賠償責任保険の加入状況

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度への加入をお願いしています。入園時、加入同意書を提出していただき、1年ごとに掛け金をお支払いいただきます。

13 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報は法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

14 その他保護者に説明すべき事項